

議案第 34 号

大口町介護保険条例の一部改正について

大口町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 27 年 5 月 12 日提出

大口町長 鈴木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）が平成 27 年 4 月 1 日に施行され、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の一部が改正されたことに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。



## 大口町介護保険条例の一部を改正する条例

大口町介護保険条例（平成12年大口町条例第21号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える

- 3 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成27年度から平成28年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、1万8,000円とする。

### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の大口町介護保険条例第4条第3項の規定は、平成27年度分の保険料から適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、適用しない。

大口町介護保険条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(保険料率)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>第1項第1号に掲げる第1号被保険者につ</u> <u>いての保険料の減額賦課に係る平成27年度</u> <u>から平成28年度までの各年度における保険</u> <u>料率は、同号の規定にかかわらず、1万8,</u> <u>000円とする。</u></p>	<p>(保険料率)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p>

## 改 正 要 旨

### 1 改正の趣旨

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）の施行により介護保険法（平成9年法律第123号）の一部が改正されたことに伴い、平成27年度分の介護保険料から、消費税による公費を投入して低所得者の保険料軽減を行うため、条例を改正するものです。

### 2 改正概要

平成27年度分の介護保険料から、新たに設定する第1段階について、保険料率を2万250円から1万8,000円へ軽減します。

### 3 施行期日

公布の日から施行し、改正後の大口町介護保険条例の規定は、平成27年度分の介護保険料から適用します。